

# 令和7年度甲府市宅配ボックス購入費補助金の手引き

## 制度の概要

宅配ボックスの普及促進により、宅配荷物等の安全で安心な受領環境を確保し、市民の消費生活の利便性向上を図ることを目的として、宅配ボックス購入費用の一部を補助します。

## 補助の対象となる宅配ボックス

※ 次の要件を全て満たすもの

- 1 宅配荷物等の受け取りを目的とした仕様の製品であり、宅配荷物等を安全に保管できるもの（手作りやコンテナを改良したものは対象外）
- 2 令和7年4月1日以降に購入したもの（リース・レンタル品は対象外）
- 3 鍵、ダイヤル錠等により正当な受取人のみが受領できる盗難防止機能を有しているもの

## 補助の対象者

※ 次の要件を全て満たす方

- 1 申請日において、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- 2 令和7年4月1日から令和8年2月27日までに宅配ボックスを購入し、自らが居住する市内の住宅（1の住民基本台帳に登録された場所と同一のもの）に設置した方
- 3 宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合は、所有者等から設置の同意が得られている方
- 4 補助対象宅配ボックスについて、国、本市又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けていないこと。
- 5 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

## 補助対象経費

宅配ボックス購入費用（消費税及び地方消費税を除く）

※設置費、運搬費、工事費は対象外

## 補助金の額

- 1 補助対象経費（宅配ボックス購入費用）の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て）

※上限10,000円

※補助は1世帯につき宅配ボックス1個、1回限りとする。（令和6年度を含む）

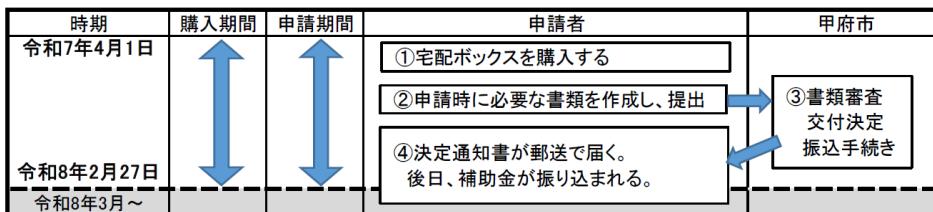
- 2 販売店（通販サイト）等で発行されたポイントやクーポンを使用して購入した場合は、現金、電子マネー、クレジットカード等で支払った金額（税抜）が補助対象額となります。

## 購入及び申請受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※予算の上限に達し次第、補助金の受付を終了する場合があります。（先着順）

## 手続きの流れ



※申請から補助金の振込までに2か月程度かかる場合があります。

※書類に不備があった場合や申請件数が多数の場合は、さらに時間を要する場合があります。

## 申請方法

補助金申請に必要な書類（様式）は、市ホームページからダウンロード、または市民部総務課消費生活係窓口・各窓口センターで取得してください。

※申請に必要な書類を①②の方法で提出、または③の申請フォームより申請してください。

①市民部総務課消費生活係窓口（甲府市役所本庁舎4階）または各窓口センターに持参する。

※窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

②市民部総務課消費生活係宛に申請書類一式を郵送する。

※提出書類に不備がないか、今一度チェックシートで確認のうえ郵送してください。

※令和8年2月27日（金）までの消印が有効です。

【郵送先】〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

## 甲府市役所市民部総務課消費生活係

※最終日の受付は午後5時15分まで

※開庁時間外及び土、日、祝日の申請は、翌開庁日の受付となります。



※書類一式を不備なく提出していただいた日を受付日とします。（提出書類に不備があると受け付けできませんのでご注意ください。）

### 申請に必要な書類

※ 申請者氏名、領収書の宛名、振込口座名義は同一である必要があります。

- 甲府市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
  - チェックシート
  - 補助対象経費が分かる領収書又はレシートの写し  
※領収日、申請者氏名、金額及び消費税等の内訳、製品名・品番、領収者（購入店・通販サイト）名が記載されているもの
  - 宅配ボックスの設置状況及び鍵などの盗難防止機能があることが確認できる写真
  - 申請者の振込先金融機関名、口座名義（カナ）、口座番号が分かる預金通帳等の写し
  - 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書等）の写し

### 確認事項

## 1 財産処分について

補助事業により取得した5万元（税抜）を超える宅配ボックスについては、金属製のものは3年、その他のものは2年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。

## 2 トラブルについて

荷物あるいは宅配ボックスそのものの盗難や苦情、トラブル等（宅配事業者との荷物の受け取りに関するケースを含む）に対し、いかなる理由があっても、市はその責任を負い兼ねます。

## 【お問い合わせ先】

## 甲府市市民部総務課消費生活係

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号（本庁舎4階）

TEL : 055-223-7327

FAX : 055-237-0224



▲ホームページはこちらから